

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を第十一条とし、第六条を第十条とする。

第五条中「都市計画区域及び準都市計画区域内においては、」を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の見出し及び三条を加える。

（自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限）

第七条 自動車車庫の用途に供する畜舎等で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものの敷地は、建築基準条例第八条本文の規定に適合するものとしなければならない。ただし、畜舎等の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第八条 自動車車庫（二輪車車庫を除く。次条において同じ。）の用途に供する畜舎等（その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートル以内のものを除く。次条において同じ。）の敷地における自動車の出入口は、建築基準条例第十九条第一項本文及び第二項本文の規定に適合するものとしなければならない。ただし、知事が交通上及び安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第九条 自動車車庫の用途に供する畜舎等に設ける自動車の出入口は、建築基準条例第二十条第一項の規定に適合するものとしなければならない。

2 自動車車庫の用途に供する畜舎等で、自動車の昇降設備を設けるものに係る自動車の出入口の前面は、建築基準条例第二十条第二項の規定に適合するものとしなければならない。

第四条の見出し中「がけ」を「崖」に改め、同条第一項中「がけ」を「崖」に、「がけ」を「崖」に、「がけ」に、「がけ面」を「崖面」に改め、同条第二項中「がけ」を「崖」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「畜舎等」の下に「（発酵槽等を除く。以下同じ。）」を加え、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（適用区域）

第三条 この条例中第六条から第九条までの規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## 提 案 説 明

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部改正に伴い、自動車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限を定めるため、この条例を定めようとする。